

「自己破産」にかかる費用

裁判所によって多少運用の仕方が異なりますが、徳島地方裁判所を例にとってお話します。申立の費用には裁判所に納める費用と、弁護士や司法書士に依頼した際の費用の 2 つがあります。

まず、裁判所に納める費用は次のとおりです。

1. 申立人の所有財産が 99 万円以下の同時廃止事件

収入印紙 1,500 円
郵便切手 3,000～5,000 円程度
予 納 金 約 2 万円

2. 申立人に不動産などの所有財産がある破産管財事件

収入印紙 1,500 円
郵便切手 3,000～5,000 円
予 納 金 約 50 万円(借金が 5 千万円以下の場合)

以上のように破産管財事件の場合には、予納金の中に破産管財人の報酬が含まれるため、同時廃止事件に比べて極端に費用が高くなります。

破産管財人とは、裁判所によって破産宣告と同時に選任され、破産者の財産を売却して金銭に換え、債権者に弁済していく者のことで、弁護士が選任されるのがほとんどです。

同時廃止事件になるか、破産管財事件になるかは、申立人にとって大きな問題です。申立費用が異なることもさることながら、後者の場合であれば申立人の所有財産を換価して、債権者に弁済していかなければなりません。しかし、これが家財道具程度の所有財産しかない前者であれば、破産手続が終了し免責決定を得れば、何らその所有財産を失わずに、借金が帳消しになります。

次に弁護士や司法書士に依頼した際の費用は次のとおりです。

但し、これはあくまで目安です。また、一度の返済が困難なときには分割返済を認めているケースもあります。

1. 同時廃止事件

弁護士で 30 万円～50 万円、司法書士で 15 万円～25 万円といったところです。

2. 破産管財事件

同時廃止事件と異なり、全面的に弁護士に依頼するのがベストだと思われます。弁護士費用は 30 万円～50 万円程度となり、事件の性質や借金の額によって高くなります。

では、こうした費用が捻出できない申立人は、どうしたらいいのか？といった問題がでできます。その場合には、日本司法支援センター(法テラス)の援助を受けて申立をします。

この法律扶助制度とは、申立の際の弁護士費用や司法書士費用を一時的に国が立て替えする制度で、後日申立人が毎月 1 万円ずつ日本司法支援センター(法テラス)に返済していくというものです。

尚、この制度を利用するには、次の収入要件をクリアする必要があります。

単身者 182,000 円以下

2人家族 251,000 円以下

3人家族 272,000 円以下

4人家族 299,000 円以下